

みやざき



〈今月の主な記事〉

新年のご挨拶	2	協会けんぽ宮崎支部からのお知らせ	6
一般財団法人宮崎県社会保険協会からのお知らせ	3	2026年1月13日スタート 協会けんぽの電子申請	6
年金シニアライフセミナー	3	令和8年度から健診実施内容が変わります	7
日本年金機構からのお知らせ	4	インフォメーション	8
賞与(ボーナス)を支払ったときは「賞与支払届」の届出が必要です	4	年金相談の日程等	8
令和7年 年金制度改革について	5		

おおみじんじゃ 大御神社

住所／宮崎県日向市日知屋1

大御神社は、皇祖・天照皇大御神を御祭神とする古社で、日向岬の付け根「伊勢ヶ浜」の隣に社殿を構えます。境内地には、国歌「君が代」に歌われる「さざれ石」群があり、その規模は国内最大級です。

本殿裏の波打柱状岩と相まって海岸より観る姿は実に美しく、毎年正月には、神社独自の「天翔獅子」が舞われ勇壮な姿が披露されます。大願成就のご利益があることで知られています。

神座の手前には縄文時代の人々が龍神信仰をしていた古代遺跡「龍神の巣(玉)」が残り、さらに境内東の海に面した岩窟内、鵜戸神社の最奥からは海に向けて見事な昇り龍を拝むことができます。



謹賀新年



一般財団法人
宮崎県社会保険協会
会長
野崎 伸一



新年あけましておめでとうございます。

令和8年の年頭にあたり、会員の皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営につきまして、皆様方より多大なるご支援とご協力を賜り誠にありがとうございます。

昨年は、全国的に夏場の猛暑となり、宮崎県内の各地域でも真夏日が多く体調管理にも気を遣う日々が続いたのではないですか。また、日本経済は緩やかな成長が見込まれる一方で、県内でも物価上昇や人手不足などのさまざまな問題も多かったように思います。

協会の事業実績につきましては、社会保険制度に関する法改正や事務手続きの変更点などを中心に各種の講習・研修会等の事業を積極的に開催し、事業所の皆様にも大きく貢献できたのではないかと思っております。なお、心と身体の健康増進に努める健康づくり事業においては、巡回健康相談時に当協会の保健師によるアドバイスから、健康管理に役立ったとの事業主様等から感謝のお言葉もいただいたところであります。

本年も社会保険制度の趣旨普及を図るため、広報誌の発行や各種講習会（研修会）を実施していくほか、会員事業所の皆様やその家族の健康保持増進を図るため、巡回健康相談及び健康体操等の健康づくり事業、並びに福利厚生の一環として家庭常備薬の斡旋・宿泊施設の優待事業などを積極的に推進して参りますので、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様方の益々のご発展、ご活躍を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



日本年金機構
宮崎年金事務所
所長

濱田 美香

新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

昨年中は日本年金機構の事業運営に格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の日本年金機構の取組みとして、「挑戦と改革～お客様サービスの一層の向上のためデジタル化の推進～」を組織目標とし、「国民生活の安定と向上」に寄与するため、事業所向け・個人向けともにオンラインサービスの更なる拡充、お客様チャネルの再構築、及び基幹業務の更なる実績向上について、着実かつ組織一丸となった業務運営を目指してまいりました。

令和8年におきましても、従業員の方々とそのご家族、地域住民の皆様の「生活の安定に寄与する」という使命を強く認識し、基幹業務の推進をはじめ、昨年成立した年金制度改革への対応等、宮崎県内全ての年金事務所が連携して取組んでまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本年も宮崎県社会保険協会の益々のご発展と、皆様方にとて幸多き年でありますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会
宮崎支部
支部長

星原 一弘

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より全国健康保険協会宮崎支部の事業運営に多大なるご支援とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、医療費適正化や特定健診・特定保健指導の推進、各種健康づくり支援など、私たちが取り組むべき課題は多岐にわたりました。その中で事業主・加入者の皆さまのご協力により、健診受診率の向上など一定の成果を得ることができました。支部職員一同深く感謝申し上げます。

一方で、医療費の増加や少子高齢化など社会環境は引き続き大きく変動しています。皆さまが安心して医療を受けられる制度を守り、より良いサービスを提供し続けるためには、効率的な事業運営と健康づくり支援の充実が不可欠であります。

本年は、主要なお手続きをオンラインでできる「電子申請サービス」の実施や「協会けんぽアプリ」のリリース等、より身近に感じていただける取り組みを進めてまいりますので変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとって明るく実り多い1年になりますことを祈念いたしますして、新年のご挨拶とさせていただきます。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

令和7年度

年金シニアライフセミナー

宮崎県社会保険協会では、事業所の事務担当者及び厚生年金保険の被保険者並びにその配偶者を対象に、定年退職後の人生設計に関し、専門の講師による「社会保険」・「家族経済」等についてのわかりやすいセミナーを開催します。

地区	開催日	時間帯	会場	定員
延岡	令和8年2月12日(木)	14時00~15時30分	延岡市社会教育センター (2階研修室5)	40名
宮崎	令和8年2月18日(水)	14時00~15時30分	J A AZMホール (2階中研修室)	60名
都城	令和8年2月19日(木)	14時00~15時30分	都城市総合文化ホール (会議室1)	40名

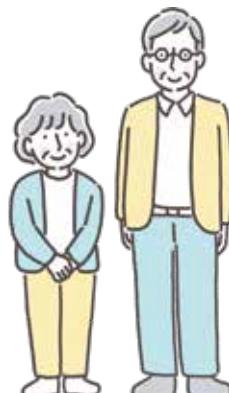
講 師

元宮崎年金事務所所長 田平 兼康

内 容

『知って得する年金のはなし』

～年金はいつから？働きながらの年金は？など、年金の仕組みについて～



参加対象者

- ・事業所の事務担当者
- ・その他、受講を希望する方(参加は、一事業所何人でも可能です)

申込方法

- ・お電話での申込み **(0985) 23-0200**
- ・FAXでの申込み **(0985) 23-9077**

※下記の参加申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください。

- ・ホームページでの申込み <https://shahokyo-miyazaki.jp/>

受講決定証

受講決定者の方には後日、ご案内のFAXまたはハガキをお送りいたします。

お問い合わせ

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 TEL (0985) 23-0200
〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C



◎主催／一般財団法人宮崎県社会保険協会 ◎共催／宮崎県社会保険委員会連合会(各地区社会保険委員会)

年金シニアライフセミナー 参加申込書 FAX (0985) 23-9077

参加希望地区 (ご希望地区○を付けてください)	延 岡 • 宮 崎 • 都 城		
氏 名		歳	歳
住 所	いずれかに○を付けてください 自宅 • 勤務先	〒	-
電話番号		事業所名	
FAX番号			

※申込書に記載された情報は、このセミナー以外の目的には使用いたしません。



賞与(ボーナス)を支払ったときは 「賞与支払届」の届出が必要です。

事業所で賞与(ボーナス)を支払ったときは、支払日から5日以内に福岡広域事務センターまたは年金事務所に「被保険者賞与支払届・70歳以上被用者賞与支払届」の提出をお願いします。

- 事前に賞与支払の予定月を登録されている事業者へは、支払予定月の前月に案内します。
- 事前に登録された予定月に支払いがなかった場合は「賞与不支給報告書」の提出をお願いします。
- 同じ月に2回以上分かれて支払いがあった場合は、最後の支払い後に総支給額を合算して届出をお願いします。
- 厚生年金保険は一ヶ月あたり150万円、健康保険は年度の累計額573万円の上限があります。



保険料

保険料の計算は、賞与(ボーナス)の総支給額の1,000円未満を切り捨てた額に直接保険料率をかけて計算します。計算した保険料を折半し、被保険者と事業所で負担します。

- 毎月の保険料と同様、子ども・子育て拠出金は全額事業主負担となります。
- 保険料率は直近の保険料額表に記載された率で計算します。

資格取得または資格喪失した月の届出と 保険料の徴収について	届出	保険料の控除 (徴収)
1.資格取得した月の資格取得日以降に支払われた賞与	必 要	する
2.資格喪失した月に資格喪失日の前日までに支給された賞与 (下記3の同月得喪を除く)	必 要	しない
3.資格取得した月と同じ月に資格喪失した場合(同月得喪) 資格取得の日から資格喪失の日の前日まで(在職期間内) に支払われた賞与	必 要	する

○日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月保険料額を確認してください。

令和7年 年金制度改正について

令和7年6月に公布された、年金制度改正法の厚生年金にかかる内容を一部ご紹介します。

1. 短時間労働者の加入要件の見直し

- ・企業規模要件が、令和17年(2025年)までに段階的に撤廃されます。

◎10年かけて段階的に対象の企業が拡大されます。

現在の対象	令和9年 10月から	令和11年 10月から	令和14年 10月から	令和17年 10月から
51人以上の 事業所	36人以上の 事業所	21人以上の 事業所	11人以上の 事業所	全ての 適用事業所

- ・賃金要件が3年内に撤廃されます。

短時間労働者の適用要件である賃金要件(月額賃金8.8万円以上)が撤廃されます。

ただし、最低賃金法第7条の適用者で月額賃金8.8万円未満の短時間労働者は対象から除外されます。

2. 個人事業所の適用対象の拡大

現行、個人事業所は、特定の業種(17業種)で常時5人以上の従業員を使用の場合に強制適用となっていますが、今回の改正で、令和11年10月以降に開業される事業所から業種による適用要件が廃止されます。

3. 厚生年金保険法の標準報酬月額の上限の引上げ

令和9年9月から標準報酬月額の上限が65万円(32等級)から75万円(35等級)に段階的に引上げられます。

標準報酬月額等級		標準報酬月額	標準月額		現在の上限額
健康保険	厚生年金保険		円以上	円未満	
35	32	650,000	635,000	665,000	65万円
36	33	680,000	665,000	695,000	68万円
37	34	710,000	695,000	730,000	71万円
38	35	750,000	730,000	770,000	75万円
39		790,000	770,000	810,000	79万円

協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

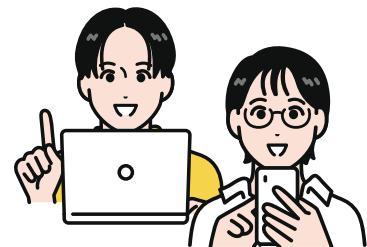
全国健康保険協会

2026年
1月13日
スタート

協会けんぽの電子申請

協会けんぽでは、これまで「紙」の申請書によって行われている各種手続きについて、インターネットを通じて、ご自宅や職場のパソコン、スマートフォンを利用して申請することができる「電子申請サービス」を開始いたします。

協会けんぽが取り扱っている現金給付申請をはじめとする健康保険の主要なお手続きについて利用することができます。



電子申請対象書類（一部抜粋）

オンラインでほぼすべての申請が可能です。

- | | | |
|--|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 傷病手当金支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 埋葬料(費)支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 特定健康診査受診券 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 出産手当金支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 療養費支給申請書(立替払等) | (セット券)申請書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 出産育児一時金支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 療養費支給申請書(治療用装具) | <input checked="" type="checkbox"/> 特定保健指導利用券申請書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 高額療養費支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 任意継続資格取得申出書 | |

PCでもスマホでも
4ステップで カンタン申請

ご利用可能時間
平日 8時～21時
土、日、祝日および年末
年始(12/29～1/3)を
除く



協会けんぽホームページ
またはけんぽアプリ（令和8年1月下旬にサービス
イン予定）からマイナン
バーカードを利用してロ
グイン



申請したい申請書を選択



入力フォーマットに必要
事項を入力し添付書類は
電子ファイルをアップロ
ード

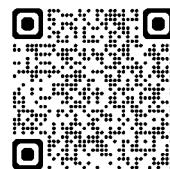


申請手続き完了です！

電子申請の利用は二次元コードから、
もしくは「協会けんぽ電子申請」で検索してください。

協会けんぽ 電子申請

検索





各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL: 0985-35-5364

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます!

協会けんぽ 宮崎

検索

令和8年度から健診実施内容が変わります

令和8年度から人間ドック健診に対する費用補助や生活習慣病予防健診の対象年齢拡大等、健診実施内容が以下のとおり変わります。

①人間ドック健診に対する補助の実施

35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する **定額補助(25,000円)** を実施します。
(協会けんぽが契約した健診機関に限られます)



②若年層を対象とした健診の実施

就業等により生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に生活習慣病予防健診に新たに**20歳、25歳、30歳**の被保険者も対象とします。

(検査項目については、国の指針等を踏まえ、胃・大腸がん検診の検査項目を除いた**既存の生活習慣病予防健診と同項目**とします)

令和8年度の変更点

③生活習慣病予防健診の項目の追加 (対象者のうち希望する方に実施)

○喀痰細胞診

対象: 問診の結果、50歳以上で喫煙指数(1日の喫煙本数×年数)が600以上である方

○骨粗鬆症検診

対象: 40歳以上の偶数年齢の女性

④「節目健診」を新設

従来、40歳から5歳刻みで一般健診に追加可能としていた付加健診について、一般健診及び付加健診の項目を統合し、新たに「節目健診」を新設します。

被扶養者に対する健診の拡充

40歳以上の被扶養者を対象とした健診について、被保険者の人間ドック健診や生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充します。

令和9年度

1・2
月の

年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく！
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
1月・2月の 平日受付	月曜日	午前8:30～午後7:00
	火～金曜日	午前8:30～午後5:15
1月の休日受付	10日(土)	午前9:30～午後4:00
2月の休日受付	14日(土)	午前9:30～午後4:00

1・2
月の

出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく！
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 予約制になっております。（ご予約は管轄の年金事務所まで）飛び込みのご相談は承っておりません。

会場	1月	2月
串間市役所 会議室	8日(木)	5日(木)
えびの市役所 会議室	15日(木)	12日(木)
西都市役所 市民課 年金係	15日(木)	19日(木)
高千穂町役場 町民相談室	15日(木)	19日(木)
小林市役所 1階相談室	22日(木)	19日(木)
日南市役所 会議室	22日(木)	26日(木)
日向市役所 2階会議室201号	22日(木)	26日(木)

協会けんぽからのお願い

マイナ保険証等に関するお問い合わせは
「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」へ
☎ 0570-015-369
 (8:30～17:15 土日祝日を除く)

協会けんぽ宮崎支部 [代表 0985-35-5364] にかけた場合は、音声案内「0」でマイナンバー専用ダイヤルへつながります。

年金のご相談は
「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

○電話料金は一般的な固定電話の場合、接続先にかかる一律市内電話の接続料金でご利用できます。

○携帯電話でもご利用できます。

○IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

○月曜日～金曜日(祝日を除く)
 午前8:30～午後5:15まで

※毎月月曜日(月曜日が休日の場合は翌日)は午後7時まで受付時間を延長しています。

○第2土曜日
 午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は
予約相談をご利用ください
 予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！

0570-05-4890

(予約受付番号受付時間) 月～金(平日) 8:30～17:15

○予約相談希望日の1ヵ月前から前日まで受付しています。

○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

○近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

8:30～18:00 (月曜日)

8:30～16:00 (火～金曜日)

9:30～15:00 (第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで相談予約を実施しています。



街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

相談内容 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等

開設場所 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)

相談時間 月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始等を除く
 午前8:30～午後5:15まで

予約専用電話番号 0985-63-1066 お電話による年金相談は受付しておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 0985-23-0200

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <https://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所 0985-52-2111

延岡年金事務所 0982-21-5424

都城年金事務所 0986-23-2571

高鍋年金事務所 0983-23-5111

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

0985-35-5364 (代表) 音声案内でご案内します

案内「1」 業務グループ(保険給付、任意継続など)

案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)

案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費のお知らせなど)

案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康宣言など)

全国健康保険協会ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>